

国土交通大臣
扇 千 景 殿

平成 15 年 4 月 28 日
総合規制改革会議
議長 宮内 義彦

資料等提出依頼

4月9日に開催された第5回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：5月8日（木）17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

- 1．4月9日のワーキンググループにおいて、「容積率制限を完全に撤廃してしまうということ」について、既に、貴省として、地方公共団体や事業者の意見等を聴取したとのご発言があったが、その意見、要望等の内容を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- 2．当会議の第2次答申において、容積率制限の役割は、中期的にはインフラに対する負荷の制限とする方向を目指し、検討することとされている。
事務所と住宅ではインフラに対する負荷が自ずと異なり、都心における住宅の整備は、例えば通勤に係る鉄道への負荷を軽減する等の効果もあると思われるが、都心において住宅に対する容積率を緩和した場合に、インフラへの負荷としてどのような弊害が想定されるか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

3. 4月9日のワーキンググループにおける当会議資料(3-2 問題意識及び具体的提案)に関し、明確な御回答が頂けなかった以下の諸点について、貴省の見解を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

- (1) 4ha以上の再開発地域においては、住宅・店舗につき容積率を完全に自由化すべきという点。
- (2) 都心部の商業地域で住宅用建物に基準容積の1.5倍の容積率が認められている敷地においては、事務所部分が基準容積率以内であれば混合用途建物についても1.5倍の容積率を認めるべきという点。
- (3) 都心部において、地下鉄駅周辺や一定規模以上のスーパーマーケットの周辺等にあつて、街路整備状況や敷地規模等一定の要件を満たす敷地については、事務所部分が基準容積率以内である限り混合用途建物に2.5倍の容積率を認めるべきという点。
- (4) 上記(2),(3)のように都心部の混合用途建物について容積率を緩和した場合においては、事務所容積をグランドデザインにもとづいて地区内で移転できるものとすべきという点。

4. 日影規制について

- (1) 4月9日のワーキンググループにおいて、貴省から、東京の都心3区においては日影規制そのものが適用されていない区域が圧倒的に多いとのご説明があつたが、都心部において日影規制の対象となっている区域の面積の割合をご教示頂きたい。(例えば東京都心3区の場合等)
- (2) 日影規制について、「日影の影響を受ける者の同意がある場合等については、当該規制の適用を除外すべき」との意見・要望に対する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
また、日影規制について、「天空率や照度等を勘案し、日影を生じる原因建築物からの水平距離に応じて一定の緩和を図るべき」との意見・要望に対する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含
みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係
行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求
めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとし
て申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、
説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。